

お弁当代金を割り引きします!!

コロナ禍において厳しい経営状況が続く飲食店や関連事業者を支援するため、市民の皆さまが地域の飲食店から購入する弁当の一部を割り引きするクーポンを発行します。この機会に地域のお店をご利用ください。

利用できる人

新潟市内に在住、在勤、在学する人

※ 暴力団又はその構成員、反社会的な活動をする人は利用できません。

割引について

◆利用条件 この事業の登録店から

税抜き単価3,000円以上の弁当を**5個以上**購入すること

※ この事業で「弁当」とは、持ち運びができるように容器に入れた一人用の食事です。

※ 登録店によっては最低購入個数を10個以上としている場合があります。予約時にご確認ください。



◆割引額

1個あたり**税抜き単価の半額(上限2,000円)**※1円未満切り捨て

対象とならないもの

配達代、酒類の費用 など

利用の流れ

① 弁当の予約

登録店リストを確認して店に予約
※店にクーポンを利用することを伝える

② クーポン申込み

原則利用日の
10日前までに、
市に申込み

③ クーポン受け取り

市が受付・審査後に
クーポンを郵送
(受付後1週間※以内)

④ 利用

登録店に
クーポンを持参
して弁当を購入

※年末年始にお申込みいただいた場合、
発送まで1週間以上かかる場合があります。

以下 ①、② いずれかの方法でお申込みください

① インターネット



スマートフォンで
左記二次元コード
を読み取り

② 電話 新潟市役所コールセンター

☎025-243-4894

・平日・土休日 8:00~21:00

・12月29日~1月3日 8:00~17:00

店名、利用日、弁当の金額(税抜き)・個数、氏名、ご住所、連絡先等を確認します。

登録店リストの
確認はこちら



登録店の目印



クーポン利用申込み期間

予算の上限に達する見込みのため、申込み期間を短縮します。

~~令和4年1月21日(金)まで~~

※ 原則利用日の**10日前まで**に申込み。



令和4年1月7日(金)まで

※ 原則利用日の**10日前まで**に申込み。

クーポン利用可能期間

令和4年1月31日(月)まで

事業の詳細や登録店の確認は、新潟市ホームページ

Oh! 弁当

検索



【申込み・利用方法の問い合わせ】新潟市役所コールセンター ☎025-243-4894

【その他個別の問い合わせ】お住まいの区役所地域課・地域総務課 または 商業振興課

・北 区 025-387-1115

・東 区 025-250-2120

・中央区 025-223-7025

・江南区 025-382-4624

・秋葉区 0250-25-5670

・南 区 025-372-6605

・西 区 025-264-7172

・西蒲区 0256-72-8156

・商業振興課 025-226-1633